

平成30年度第3次菊川市多文化共生推進行動指針事業別実施状況

◆指針計画期間：平成29年度～平成33年度

事業実施状況（○：計画通り実施、△：計画の一部実施、×：実施できなかった、－：評価を行わない）

| | | | | |
|---|----|----|---|------|
| ○ | 36 | 事業 | ／ | 46事業 |
| △ | 9 | 事業 | ／ | 46事業 |
| × | 0 | 事業 | ／ | 46事業 |
| － | 1 | 事業 | ／ | 46事業 |

施策の柱1 コミュニケーション支援

| No. | 事業名 | 担当課 | 平成30年度実施報告 | 評価 | 令和元年度に向けた見直し |
|-----|---------------------------|-----------------|--|----|--|
| 1 | 多言語対応可能な通訳員の配置 | 地域支援課 | 本庁舎1階にポルトガル語・スペイン語・英語に対応できる通訳員を配置し、日本語が不自由な外国人住民に対応した。本庁舎以外の庁舎には通訳員を配置していないが、必要な場合は電話通訳を行った。またタブレット型の翻訳機「ポケットク」を3月末に導入し、多言語対応に努めた。 | ○ | ポケットクの周知を行い、通訳員不在時や英語・ポルトガル語以外の言語での対応を行う。 |
| 2 | 多言語版広報紙の作成・配布 | 地域支援課 秘書広報課 | 毎月ポルトガル語版・英語版・やさしい日本語版の広報菊川を作成し、自治会および市内施設へ配布した。英語版については1自治会より依頼があったため配布を行い、新たに菊川病院を配布場所に追加した。 | ○ | より多くの外国人住民に情報を発信できるよう配布箇所の変更や増加等を検討する。 |
| 3 | 庁舎内における案内表示等の多言語化 | 各部署 | 本庁舎1階の窓口表示を日本語・ローマ字・英語・ポルトガル語に統一した。 | △ | 図書館や中央公民館、本庁舎2階以上などの出先機関の案内表示の統一を検討する。 |
| 4 | 各種案内通知の多言語化 | 各部署 | 広報誌や各担当課からのお知らせについて、ポルトガル語70件、英語41件、中国語1件、スペイン語1件の翻訳を実施した。 | ○ | 引き続き、市内外国人の国籍に応じて多言語対応に努める。 |
| 5 | インターネットを活用した情報提供 | 秘書広報課 地域支援課 | 市HPを英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語に対応し、多言語による情報提供を行った。 | ○ | 次年度は、携帯端末を活用した多言語対応として、スマートプレートの活用による情報提供を検討していく。 |
| 6 | 『暮らしの便利帳』の多言語化 | 地域支援課 | 変更箇所の修正とともに必要な情報を補足し、転入外国人住民へ配布した。 | ○ | 引き続き変更箇所の修正とともに必要な情報を選定し、必要に応じて補足し配布を行う。 |
| 7 | 外国人住民向け『納税相談』の実施 | 税務課 | 税金についての相談があった場合は、翻訳された資料や通訳を通して分かり易い説明を行うよう心がけた。 | ○ | 今後も納税の義務や税金の必要性、滞納処分等について、分かり易い説明を心がけるとともに説明資料の見直しを図っていく。 |
| 8 | 『納税カレンダー』『市税の仕組みブック』の多言語化 | 税務課 | 税金について、翻訳された資料や通訳を通して分かり易い説明を行い、税金のシステム等の情報提供を行った。 | ○ | 外国人が税金について分かりづらい部分を検証しながら、より理解しやすい説明や資料作りを心がける。 |
| 9 | 日本語学習機会の提供 | 国際交流協会 地域支援課 | HP・チラシでの周知を行った。また転入外国人増加により日本語教室の参加者が20名前後と以前に比べ増加し日本語指導者が不足したため、日本語指導ボランティア養成講座を開催し、指導者の確保に努めた。 | ○ | 引き続きHP・チラシによる周知に加え、新しく日本語指導者となった人向けの講座を開催し、日本語教室等での指導能力の促進を図る。 |
| 10 | 外国人住民向け『出前行政講座』の実施 | 各部署 | 外国人住民向けに5件実施した。また出前行政講座とは別に、県が主催する防災セミナーへの協力など、外国人住民向け講座の開催に努めた。 | ○ | 多言語版広報菊川を配布する際、出前行政講座の周知を行い、外国人住民の受講者増加を図る。 |
| 11 | 外国人住民への図書館サービスの充実 | 図書館 | 多言語コーナーの設置や利用案内の多言語化、外国語書籍の充実など、外国人住民にとって利用しやすい、情報を得やすい図書館であるようサービスを提供した。 | ○ | 外国語資料を増やすとともに利用しやすく、情報を得やすいサービスを提供する。 |

施策の柱2 生活支援

| ID | 事業名 | 担当課 | 平成30年度実施報告 | 評価 | 令和元年度に向けた見直し |
|----|-------------------------------|----------------|--|----|--|
| 12 | 転入外国人住民向けオリエンテーションの実施 | 各部署 | 多言語版暮らしの便利帳を配布し、制度等について理解を促進するとともに、避難生活ガイドブック及び家庭の防災ガイドブックを配布し、防災について周知した。 | △ | 引き続き暮らしの便利帳や避難生活ガイドブック及び家庭の防災ガイドブックの配布を行う。また転入外国人向けのより良い情報発信の方法を検討する。 |
| 13 | 外国人住民相談窓口の実施 | 地域支援課 | 週に1度のポルトガル語相談窓口に加え、11月からは英語についても可能な限り外国人住民の相談に対応した。 | ○ | 引き続き外国人住民の相談に対応する。 |
| 14 | 『ごみカレンダー』・『ごみの出し方ルールブック』の多言語化 | 環境推進課 | 【ごみカレンダー】 計画通りに英語、中国語、ポルトガル語、の作成を行った。タガログ語については配布状況から作成を中止した。 【ごみの出し方ルールブック】 更新時期ではないため、行わなかった。 | ○ | 【ごみカレンダー】 H30年度と同様に英語、中国語、ポルトガル語の作成を行う。他言語の要望があった際は記録を残す。 【ごみの出し方ルールブック】 英語、中国語、ポルトガル語の作成を行う。 |
| 15 | 公営住宅に関する情報の提供 | 都市計画課 | 広報に掲載している市営住宅募集内容をポルトガル語版に翻訳し情報提供を行った。 | ○ | 入居している際のトラブル等あれば随時注意喚起の通知の多言語化を行う。 問い合わせがあればポルトガル語以外の翻訳をし、情報提供を行う。 |
| 16 | 外国人児童生徒の就学実態調査 | 学校教育課 | 新1年生指導要録と外国人学校在籍名簿に該当しない児童生徒の自宅を訪問し、今後の就学予定を確認した。 | ○ | 今後も、自宅訪問等による確認を継続していく。 |
| 17 | 外国人児童生徒を対象とした初期支援 | 学校教育課 | 文科省事業の補助を受け、菊川市・掛川市・御前崎市合同での連絡協議会として、虹の架け橋教室へ業務委託し、外国人児童生徒の公立小中学校編入に向けての支援を行った。 | ○ | 今後も、文科省の補助を受け、虹の架け橋教室を継続していく。 |
| 18 | 『菊川市 外国人児童生徒就学ガイドブック』の更新 | 学校教育課 | ガイドブックを利用したり、支援員が通訳したりしながら、保護者へ就学の仕組み、外国人支援体制、諸会費等の説明を行った。 | ○ | ガイドブックの見直しと同時に、英語版も作成していく。 |
| 19 | 就学時健康診断への通訳派遣 | 学校教育課 地域支援課 | 各校に配置している外国人支援員を当日派遣した。知能検査や移動の際の通訳、声かけ等を行うことができた。また保護者からの就学についての質問等にも答えることができた。 | ○ | 派遣を継続していく。 |
| 20 | 外国人児童生徒を対象とした体験入学 | 学校教育課 | 入学説明会において、日本語指導講師や外国人支援支援相談員が学校生活等の説明を行った。体験入学の希望は無かったが、虹の架け橋教室での生活が役割を果たしていたり、編入時等にガイドブックを使い時間をかけて説明できたりしていることで、希望には至っていないと考えている。 | ○ | 今後も説明を行い、必要に応じて体験入学の受け入れをしたりしていく。 |
| 21 | 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援 | 学校教育課 | 日本語指導を必要とする外国人児童生徒の在籍する小中学校に、日本語指導講師と外国人支援相談員を配置した。今年度は、小学校7校、中学校3校に配置した。 | ○ | 今後も、各校の実態に応じて配置を継続する。 |
| 22 | 外国人児童生徒を対象とした進路指導 | 学校教育課 | ガイドブックを利用したり、支援員が通訳したりしながら、進学・進路の情報を伝えた。 | ○ | 今後も継続していく。 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|----------------|---|---|--|
| 23 | 外国人児童生徒保護者会の開催 | 学校教育課 | PTA参観会等の場の中で、外国人支援員の通訳や翻訳機を介して説明したり、個別の相談に応じたりした。 | ○ | 今年度同様、保護者に対して通訳を行ったり、翻訳した通知を読んでもらったりしながら菊川市の教育について理解を深めてもらう。 |
| 24 | 外国人就業環境の改善 | 商工観光課 | 企業訪問時に通訳派遣元の紹介やセミナーなどの情報提供を行った。 | ○ | 引き続き実施する。 |
| 25 | ハローワーク等との連携による就労支援 | 商工観光課 | 市は、ハローワークが主催する日本語教室などの情報提供を行った。また必要があれば静岡県の関係機関につなげた。 | △ | 引き続き実施する。 |
| 26 | 『公的医療保険制度』の情報提供 | 市民課 | 市民課窓口へ設置している国民健康保険に関する言語別パンフレット(7ヶ国語)について、今年度負担軽減及び限度額の改正があったため内容の見直しを行い設置した。 | ○ | 次年度、国民健康保険制度の負担軽減及び限度額の改正を予定しているため、改正があった時点で言語別パンフレットの見直しを行い設置する。 |
| 27 | 多言語による市内医療機関情報の提供 | 地域支援課 | 暮らしの便利帳に掲載されている市内医療機関情報について、多言語版広報菊川へ掲載する等、情報提供を行った。 | ○ | 引き続き、情報提供を行う。 |
| 28 | 外国人学校へ通う児童生徒の健康診断受診状況調査 | 地域支援課 | 義務教育対象年齢の児童生徒が通う外国人学校に対して聞き取り調査を実施した。聞き取り調査によって、健康診断を実施していることが判明した。 | ○ | 引き続き健康診断を実施してもらうよう外国人学校に伝える。また来年度も同様に聞き取り調査を行う。 |
| 29 | 多言語による健康診断の案内 | 健康づくり課 | 検診対象年齢となった外国人に対し、ポルトガル語、英語に翻訳した通知を日本語通知と一緒に送付した。 | ○ | 対象の外国人には継続して翻訳通知を送付していく。 |
| 30 | 外国人児童の運動できる環境づくり | 社会教育課 地域支援課 | 市内のブラジル人学校に対し、当課で所蔵するスポーツ用品の貸出や、運動施設の案内等を行った。 | ○ | 引き続き、必要に応じて運動できる施設の情報や、スポーツ用品の貸出等を行う。 |
| 31 | 『交通安全教室』の開催支援 | 地域支援課 | 外国人住民対象には行っていないが、市内幼児から高齢者までの交通指導教室を実施し、外国人住民にも交通ルールを学んでもらった。 | ○ | 引き続き交通事故減少のため、交通教室を実施する。 |
| 32 | 外国人住民のための地域防災 | 危機管理課 | 12月2日に実施した地域防災訓練時に100人の外国人が自主防災会の練習に参加した。平成30年度出前講座で防災セミナー(外国人対象)を実施し、ブラジル人5名が参加した。また、県の「外国人住民のための防災出前講座」を実施した。 | △ | 外国人に対して、積極的な広報を実施し、出前講座への申し込みや防災訓練への参加を呼び掛けて行きたい。 |
| 33 | 同報無線放送内容へのやさしい日本語の利用 | 危機管理課 | やさしい日本語での放送が可能なものについては適切な放送を行った。全庁的な指導も必要であるが、緊急時の放送など全てをやさしい日本語での放送はできないため、限定的な実施となる。 | △ | やさしい日本語を学習し、可能なものはできる限りわかりやすい日本語に直して放送を行う。 |
| 34 | 避難所案内表示等へのやさしい日本語の利用 | 危機管理課 地域支援課 | 多言語及びやさしい日本語のコミュニケーションボード、案内表示板を各地区センターに置いている。 | △ | 案内表示板は英語・ポルトガル語・やさしい日本語がついているが、コミュニケーションボードは英語とやさしい日本語のみになるため、ポルトガル語を入れたものを作成する。 |

施策の柱3 多文化共生の地域づくり

| ID | 事業名 | 担当課 | 平成30年度実施報告 | 評価 | 令和元年度に向けた見直し |
|----|-----------------|-------|--|----|---|
| 35 | 外国語を学習する機会の提供 | 社会教育課 | ステップアップ講座の英会話(中級コース)に17名、中国語(初級)に7名の受講者を得て講座を実施した。 | ○ | 引き続き外国語指導ができる講師及び受講生の募集を行う。 |
| 36 | 多文化共生推進講座の実施 | 地域支援課 | 出前行政講座を実施し、日本人住民に対して多文化共生の必要性を伝えることができた。(1件:小笠高等学校) 日本語ボランティア養成講座を開催し日本語を教えるボランティアを養成した。やさしい日本語講座を開催しやさしい日本語の普及に努めた。韓国料理の教室を開催し、日本人と外国人住民との交流の場づくりを行った。 | ○ | 引き続き講座の周知及び開催をし、日本人住民の意識啓発に努める。 |
| 37 | 多文化共生社会への理解の促進 | 地域支援課 | 毎月発信する「多言語版広報菊川(やさしい日本語、英語、ポルトガル語)」及び多文化共生推進講座の開催情報をホームページに掲載した。 | ○ | 引き続き多文化共生に関する情報をホームページ等へ掲載し、多文化共生社会への理解を促進する。 |
| 38 | 自治会活動・地域活動の周知 | 地域支援課 | 英語・ポルトガル語・中国語に翻訳をした自治会加入のご案内を配布し、自治会への加入を促進した。 | △ | 引き続き転入外国人に自治会加入のご案内を配布し、自治会の周知を行うとともに、自治会で積極的に多言語版広報菊川を配布してもらうことで、地域活動の周知及び参加を促す。 |
| 39 | 多文化共生推進団体等への支援 | 地域支援課 | 自治会からの英語・ポルトガル語への翻訳依頼があり、翻訳を行った。 | △ | 引き続き自治会等からの翻訳や通訳の依頼に対応し、それ以外については多文化共生サポーター等を活用し支援を行う。 |
| 40 | 国際交流協会への活動支援 | 地域支援課 | 日本語教室や国際交流イベントに加え中学生等海外派遣事業の支援を行い、19名の中学生をハワイへ派遣した。 | ○ | 引き続き活動支援を行い、市民レベルでの国際交流を推進する。 |
| 41 | 多文化共生サポーター制度の確立 | 地域支援課 | 多文化共生サポーター制度の運用を開始し、広報菊川を通して周知を行い、11名のサポーターを確保した。多文化共生サポーターを派遣し日本語指導のサポートを行った。(1件:虹の架け橋) | ○ | 引き続き多文化共生サポーター制度の周知・確保に努め、依頼団体に派遣する。また依頼団体の確保を行う。 |
| 42 | 国際交流イベントの開催支援 | 地域支援課 | 国際交流協会が開催した交流イベントの周知を行う等、開催支援を行った。 | ○ | 引き続き開催支援を行い、国際交流イベントが活発に開催されるよう努める。 |

施策の柱4 推進体制の整備

| ID | 事業名 | 担当課 | 平成30年度実施報告 | 評価 | 令和元年度に向けた見直し |
|----|------------------|-------|---|----|--|
| 43 | 多文化共生地域づくり検討委員会 | 地域支援課 | 検討委員会を10月30日に開催し、多文化共生推進行動指針の進捗状況の確認を行った。 | ○ | 多文化共生の推進のため、今後も検討委員会を開催し、全庁的な取組みを推進していく。 |
| 44 | 【再掲】国際交流協会への活動支援 | 地域支援課 | 日本語教室や国際交流イベントに加え中学生等海外派遣事業の支援を行い、19名の中学生をハワイへ派遣した。 | ○ | 引き続き、活動支援を行い、市民レベルでの国際交流を推進する。 |

| | | | | | |
|----|--------------------|-------|----------------------------------|---|--|
| 45 | 【再掲】多文化共生推進団体等への支援 | 地域支援課 | 自治会からの英語・ポルトガル語への翻訳依頼があり、翻訳を行った。 | △ | 多文化共生サポーター等を活用し、引き続き自治会から翻訳等の依頼に対応し、支援を行う。 |
| 46 | 外国人集住都市会議への参加 | 地域支援課 | 本会議には平成20年から加盟したが平成29年度をもって退会した。 | — | 引き続き他市町と情報共有を行い、必要な際は連携を図りながら取組みを進めていく。 |



総括

施策の体系別での主な取組みとして、施策の柱1「コミュニケーション支援」では、本庁舎1階の窓口表示を日本語、ローマ字、英語、ポルトガル語表示に統一した。

施策の柱2「生活支援」では、引き続き外国人児童・生徒の初期支援教室「虹の架け橋」を3市で運営し日本の文化や言葉などの支援に努めた。また、県の「外国人住民のための防災出前講座」を開催し、防災に対する意識の啓発を進めた。

施策の柱3「多文化共生の地域づくり」では、他言語版広報菊川を新たにHPに掲載した。また多文化共生推進講座の開催や多文化共生サポーター制度をスタートさせ、サポーターの登録や支援が必要な団体への派遣を行った。

各事業の評価については、46事業のうち36事業が計画通り実施、9事業が計画の一部実施で、実施できなかった事業はなかった（No.46は評価を行わない）。昨年と比べると計画通り実施できた事業が増加するとともに、各担当課からの翻訳件数も増えているため、庁内の多文化共生への意識は高まってきている。計画の一部実施に留まった事業については、計画通り実施していけるよう各担当課と調整し取組みを進めていく。

今年度から新たな在留資格「特定技能」が新設され、さらなる外国人住民の増加が見込まれる。今後も指針に基づき各事業を着実に実施するとともに、他市町や県、国際交流協会等との情報共有を行い、必要に応じて連携しながら、指針の基本理念『『国籍を超えて、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会』の実現』を目指していく。